

(参考資料1)重点届出区域における広告物基準の見直しについて(概要)

広告物基準(重点届出区域)について

- ・大阪市では、『大阪市景観計画』を定め、「重点届出区域」において、広告物の意匠・大きさ等に関する広告物基準を規定し、良好な景観形成に向けた景観誘導を推進しています。
- ・重点届出区域の広告物基準は、『大阪市景観計画』に加え、可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)や、一時広告物(暫定利用・イベント対応時)について「別に定めがある場合は、これによるものとする」としており、別途『重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱(以下、要綱という)』を定めています。

背景・経過

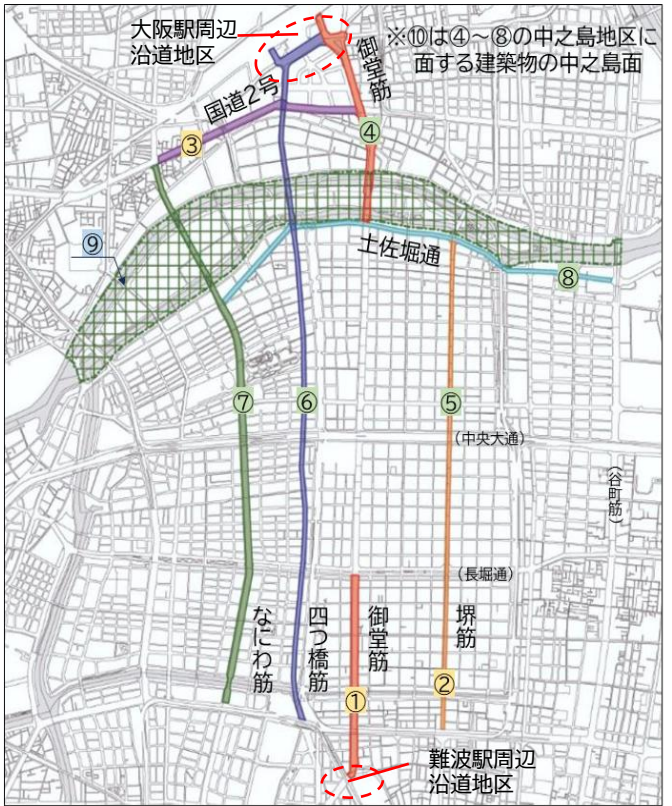
- ・大阪・関西万博開催に向けたまちづくりの機運が高まる中、にぎわいあるまちなみ景観形成の観点から、広告物基準の見直しの検討を進めてきました。
- ・先行して令和6年11月に、イベント対応時等の一時広告物について基準を適用除外とする要綱改正を行いました。
- ・これに引き続き、さらなる広告物に関する基準見直しを行います。

一時広告物活用のイメージ
(令和6年11月要綱改正)

(暫定利用)
工事中の建築物等の周知等のために、工事の仮囲いに表示されるもの(建築物・入居テナントの名称やコーポレートロゴ等)



(イベント対応)
講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント等のために、一時的に表示または掲出されるもの



景観計画区域図(重点届出区域)

広告物基準見直しの内容

1. 広告物の意匠等基準の見直しと明確化

これまで行ってきた景観誘導の仕組みは一定維持しつつ、広告物の意匠に関する基準を一部緩和と明確化し、にぎわいあるまちなみ景観の形成を図ります。

- ① 人物・キャラクターの意匠使用の緩和 (全地区を対象)
 - ・人物・キャラクターの意匠使用について、建築物の高さ10m以下の部分においてのみ、最小限での使用を可とする。



- ・建築物の高さ10m以下の部分のみ
- ・人物・キャラクターの意匠の表示面積は最小限に抑える

- ② 高彩度色を定義し明確化 (全地区を対象)
 - ・高彩度を「彩度6」と定義し、高彩度の利用を抑えるものとする。

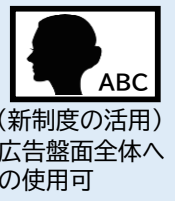
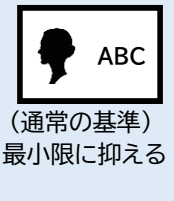
2. エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出【新制度】

地域の価値向上を図るエリアマネジメント活動と連携し、地域の特性を踏まえたきめ細やかな景観コントロールによるデザイン性の高い良好な景観形成を図ります。

- ① エリアマネジメント活動と連携した広告物の協議の枠組みを規定
 - ・「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度」と連動したエリアマネジメント団体との協議の枠組みを規定します。

- ② 広告物基準の緩和
 - ・エリアマネジメント活動計画の認定と、エリアマネジメント団体による質の高いデザインコントロールを前提として、以下の項目に係る基準を緩和します。
 - ✓人物・キャラクターの意匠使用の緩和 (中之島地区・各地区の中之島地区に面する面を除く)
 - ✓工事仮囲いに掲出する広告物の表示内容の緩和 (全地区を対象)
 - ✓建築物中層部へ設置するデジタルサイネージの大きさ・設置数の緩和 (大阪駅周辺沿道地区、難波駅周辺沿道地区を対象)

✓人物・キャラクターの意匠使用の緩和イメージ



✓工事仮囲いに掲出する広告物の緩和イメージ



重点届出区域における広告物基準の見直しについて(制度詳細)

1. 広告物の意匠等基準の見直しと明確化

『大阪市景観計画』の変更、『要綱』の改正とあわせて、基準を具体的に解説する「大阪市景観読本」を変更します。

① 人物、キャラクターの意匠使用の緩和

景観計画の変更

➤「第6章 4 屋外広告物に関する行為の制限 4）広告物基準」の一部変更

変更前	変更後
人物、キャラクターの意匠は使用しない。	人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ10m以下の部分のみとし、最小限に抑える。

景観読本の変更

➤「2章 3.屋外広告物基準と解説」に追加記載

- 人物、キャラクターの意匠を使用する場合は、区域特性に応じて、ヒューマンスケールに配慮した最小限の使用とし、周辺景観との調和に配慮しましょう。具体的には、下表を参照ください。

区域	区域1	区域2	区域3
対象地区	① 御堂筋地区(長堀通以南) ② 堺筋地区(長堀通以南) ③ 国道2号地区(全域)	④ 御堂筋地区(大阪駅前～土佐堀通間) ⑤ 堺筋地区(土佐堀通～長堀通) ⑥ 四つ橋筋地区 ⑦ なにわ筋地区 ⑧ 土佐堀通地区 ※各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面を除く	⑨ 中之島地区(全域) ⑩ 各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面
使用面積	1.67㎡以下(5㎡×1/3)	0.67㎡以下(2㎡×1/3)	0.67㎡以下(2㎡×1/3) ただし、商標に限る
使用にあたっての条件	・使用する場所は、建築物の高さ10m以下の部分のみとし、1店舗当たり1つまでとします ・使用面積については、人物等を囲んだ外郭線の面積で算定します。 人物  キャラクター 		

要綱改正

➤「別表3(第4条関係)」の一部改正

- デジタルサイネージの「コンテンツの基準」について、以下のように改正します。

区域	区域1	区域2	区域3
改正前	人物・キャラクターの表示割合が、画面の1/3、かつ掲出時間の1/3を超えていない。	人物・キャラクターの表示割合が、画面の1/3、かつ掲出時間の1/3を超えていない。	使用しない
改正後	人物・キャラクターの表示割合は、画面の1/3以下とする。	人物・キャラクターの表示割合は、画面の1/3以下とする。	人物・キャラクターの表示割合は、画面の1/3以下とする。
参考:画面の大きさ	5㎡以下	2㎡以下	2㎡以下

② 高彩度色を定義し明確化

景観計画の変更

➤「第6章 4 屋外広告物に関する行為の制限 4）広告物基準」の一部変更

変更前	変更後
高彩度の利用を抑える。	高彩度(彩度6(日本産業規格 Z8721に定める彩度)を超えるもの)の利用を抑える。

景観読本の変更

➤「2章 3.屋外広告物基準と解説」に追加記載

- 同系色の色彩を使用し、高彩度の色彩を抑えた色彩とすることで、建築物のデザインと調和するよう配慮しましょう。
- 高彩度色を利用する場合は、広告盤面の5分の1未満を目途に最小限に抑え、周辺景観との調和に配慮しましょう。

2. エリアマネジメント活動と連携した広告物掲出【新制度】

『大阪市景観計画』の変更を行い、「別に定め」となる『要綱』を改正し、協議にあたって必要な事項を規定します。

景観計画の変更

➤「第6章 4 屋外広告物に関する行為の制限 4）広告物基準」の一部変更

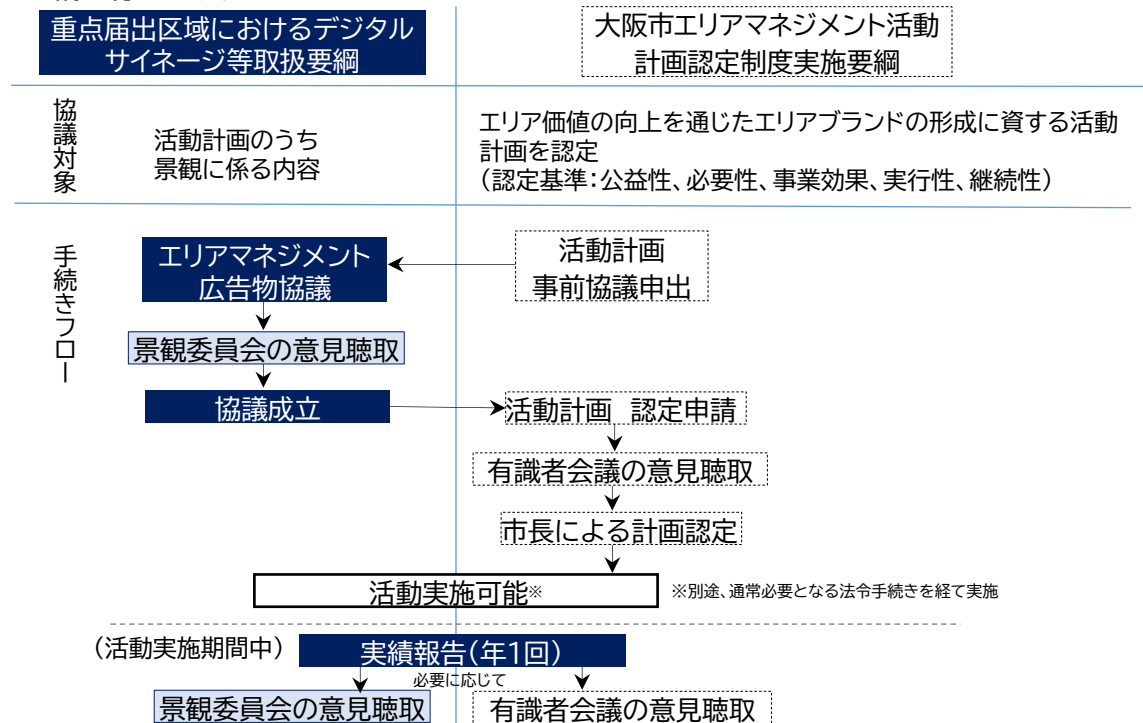
変更前	変更後
一(規定なし)	地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。

要綱改正<概要>

➤「第2条、第8条、第9条、第15条、別表5(第8条関係)」

① エリアマネジメント活動と連携した広告物の協議の枠組みを規定

- 景観協議とエリアマネジメント活動計画認定を以下のように整理し、各要綱において必要な規定整備を行います。



② 広告物基準の緩和

<前提条件>

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いもの
- 当該広告物を設置するエリアマネジメント団体による内部取扱規定を設けるなどにより質の高いデザインコントロールを行うこと
- 当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて広く周知を行うこと

(基準緩和の内容)

- ✓人物・キャラクターの意匠使用(区域1、区域2を対象)
広告盤面全体への使用を可能とします。
- ✓工事仮囲いに掲出する広告物(区域1、区域2、区域3を対象)
表示内容を「工事中の建築物の周知等必要となる事項」に限定せず、商用広告の掲出を可能とします。
- ✓建築物中層部へ設置するデジタルサイネージ(大阪駅周辺沿道地区、難波駅周辺沿道地区を対象)
現行基準のうち「大きさ100㎡以下」と「1敷地につき1か所」の規定を適用除外とし、個別協議とします。